

気象警報発令時等の登下校について

関市立南ヶ丘小学校

台風や大雨等で気象警報及び特別警報が発令された場合、児童生徒は登下校をせず、家庭または学校で待機をするとの方針が、県や市から出されました。これに基づき、学校では次のように対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大雨・洪水・暴風等の警報（特別警報）が発令された場合の登下校

1. 児童が登校する以前に警報が発令されている場合

- ア. 警報が解除されるまで、家庭で待機する。
- イ. 始業時刻の2時間前（午前6時15分）までに警報が解除された場合には、平常通り登校する。
- ウ. 始業時刻の2時間前より午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経ってから授業を開始する。
- エ. 午前11時以降に解除された場合は、当日の授業を中止する。

2. 児童が登校してから警報が発令された場合

- ア. 校内の安全な場所で待機させます。
- イ. 下校時刻までに警報が解除された場合
 - ①通学路の安全が確認された時は、職員の引率によって集団下校をします。
 - ②通学路の安全が確保できない場合は、学校で待機し、お迎えをお願いします。
- ウ. 下校時刻になっても警報が解除されない場合
警報が解除され安全が確保されるまで学校で待機します。
(下校時刻以後まで警報が継続されている時でも、状況により引き渡しが可能であれば、お迎えをお願いすることがあります。)

大雪警報が発令された場合の登下校

- ア. 大雪警報の場合も、原則として他の警報に準じて対応します。
- イ. 気象情報や自校地域の状況を把握し、教育委員会と協議の上、登校或いは待機・下校の措置を講じることがあります。

警報等が出ていない場合でも、次のような時は保護者の判断で登校を見合わせてください。

(その時は、必ず学校へご連絡ください。(TEL 22-4264))

- ①大雨・雷などで登校時に危険があると察せられた場合。
- ②道路や橋の損壊、川・水路等の増水、樹木や家屋の倒壊など、通学路の通行が危険と判断される場合。
- ③自家の被害が大きい場合。

気象警報は発令されていないが天候の悪化が予想される場合の対応

気象警報の発令前でも、気象状況により下校等のお知らせをすることがあります。

<学校の対応計画>

(1) 天候・地域の状況について、情報収集を行います。

(2) 児童の安全を第一として、一斉下校または学校待機の対応を決定します。

(3) 一斉下校をする場合

①通学路の安全を確認した上で、各児童が帰宅可能かどうかを聞き取ります。

→迅速な対応が必要なので、3年生以上は本人に確認を取ります。

(兄弟姉妹がいる場合、3年生以上の長子に確認)

→1・2年生の長子の児童は、直接保護者の方に確認を取らせていただきます。

*時間を早めて下校をする場合、留守家庭児童教室は開設されませんので、ご了承ください。

②メール配信により、緊急下校の予定をお知らせします。

③帰宅可能な児童は、各方面別に職員が付き添って下校をします。

帰宅できない児童は、学校に待機させます。

④帰宅できない児童については、保護者の方のお迎えをお願いします。

(4) 児童による下校が困難と判断される場合、または気象警報が発令された場合

①児童全員を学校に待機させます。

②メール配信により、学校待機することをお知らせします。

警報は発令されていないが、
天候の悪化が予想される時

《保護者の方へのお願い》

○天候の悪化が予想される時は、お子さんが早めに帰宅してよいか、事前にお子さんと確認をしてください。

○保護者の方が自宅にいない時に帰宅する場合、家に入れるよう鍵を持たせる等の対応をお願いします。(ご近所等に依頼される場合も、その旨お子さんに伝えてください)

○気象状況に注意され、学校からのメール配信等が受けられるようご配慮をお願いします。